

令和7年度

草加市



C F 補助金 募集要項

～ クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した
民間まちづくり活等支援事業補助金 募集要項 ～

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

草加市 総合政策部 総合政策課

T E L:048-922-0749

F A X:048-922-1294

[Eメール:sogoseisaku@city.soka.saitama.jp](mailto:sogoseisaku@city.soka.saitama.jp)

SDGs未来都市

SOKA

1 目的

市内で活動する団体等が地域課題の解決や地域の活性化等に資する事業を実施するに当たり必要となる事業費を確保するため、草加市がクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附の受入先となり、集まった寄附金(経費を除く)を補助金として交付するものです。

2 対象となる団体等

次の全ての要件を満たす団体等とします。

- (1) 市内に事務所、又は、事業所を有する法人(営利を目的とする法人を除く)その他の団体であること。
- (2) 地域の課題解決を図るなど市の施策と整合する活動を行っていること。
- (3) 市内において計画的かつ継続的な活動を行っており、1年以上の継続的な活動実績があること(活動実績が1年に満たない場合は、主たる構成員において1年以上の活動実績があること)。
- (4) 下記のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人その他の団体及びその代表者に市税等に滞納がある(代表者を含む)。
 - ② 宗教的又は政治的な目的を有している(国・県・市の指定文化財の保護を目的としたものを除く)。
 - ③ 構成員が草加市暴力団排除条例第2条第1号～第3号に規定する暴力団員等である。
 - ④ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしている。

3 対象となる事業

下記の全ての要件を満たすものが対象事業となります。

- (1) クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の目標額が100万円以上のもの
- (2) 草加市総合振興計画に掲げる施策に沿ったもの
- (3) 行政課題の解決に効果が見込まれるもの
- (4) 公益性の高いもの
- (5) 市内で実施されるもの
- (6) 次のいずれかの事業であること
 - ① 環境及び景観の保全に係る事業
 - ② 教育, 文化及びスポーツの振興発展に係る事業
 - ③ 少子化対策及び子育て支援に係る事業

- ④ 福祉の増進に係る事業
 - ⑤ 産業及び観光の振興に係る事業
 - ⑥ 地域づくり及び地域コミュニティの醸成に係る事業
 - ⑦ その他、市が適当と認める事業
- (7) 宗教的又は政治的活動を目的としないもの
- (8) 団体等の構成員のみを対象としないもの

4 対象経費

区 分	内 容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業業務に直接従事する者への賃金等
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	補助対象事業業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA機器等の使用料等
設備費	内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等
販売促進費	広告宣伝費、ホームページ作成料等
その他	市が特に必要と認める経費

※ 国や地方公共団体等からの補助金等は対象経費から除きます。

5 補助金額

補助金の交付金額は、ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通じて集まった寄附金額に10分の8を乗じた額^{※1}が限度となり、補助対象者が返礼品等を用意する場合は、10分の8を乗じた額に返礼品等及び返礼品等の送付に要する経費相当金額^{※2}を差し引いた額となります(1,000円未満は切り捨て)。

※1 集まった寄附金の10分の2はポータルサイト手数料、クレジット等決済手数料、寄附受領証明書等発行手数料・郵送料の手数料です。

※2 補助金として草加市から交付されません。ただし、返礼品の送付後、市が契約する中間支援業者から経費相当額が団体等宛てに直接、支払われます。

6 返礼品の取扱い

返礼品を用意する場合は、次の事項を守る必要があります。また、ふるさと納税の制度上、草加市民の方には返礼品を提供できません。

- ① 市が契約する中間支援業者の助言のもと、返礼品の提供を行うこと。
- ② 市内事業者によるものとし、草加市の特産品として市の承認を受けること。
- ③ 返礼品は、国の地場産品に関する基準(総務省告示第179号・第244号)を満たすこと(今後、同基準が改正された場合も、その基準を満たすこと)。
- ④ 返礼品の金額は、地方税法の規定に基づき、寄附額の3割以下であること。

7 寄附者に対する感謝の伝え方(お礼状の送付など)

市民の方を含めた全ての寄附者に感謝の意を伝えるお礼状を送付することができます(任意)。金銭的な価値を有しないものであれば、お礼状に添えてお渡しできます(例:事業イベントの招待状、市販されていない手作りの品など)。また、寄附者の氏名を、イベントの会場やパンフレットに掲出・掲載したり、事業実施により実現した設置物に記載したりすること等によって、寄附者に感謝の意を伝えることもできます。

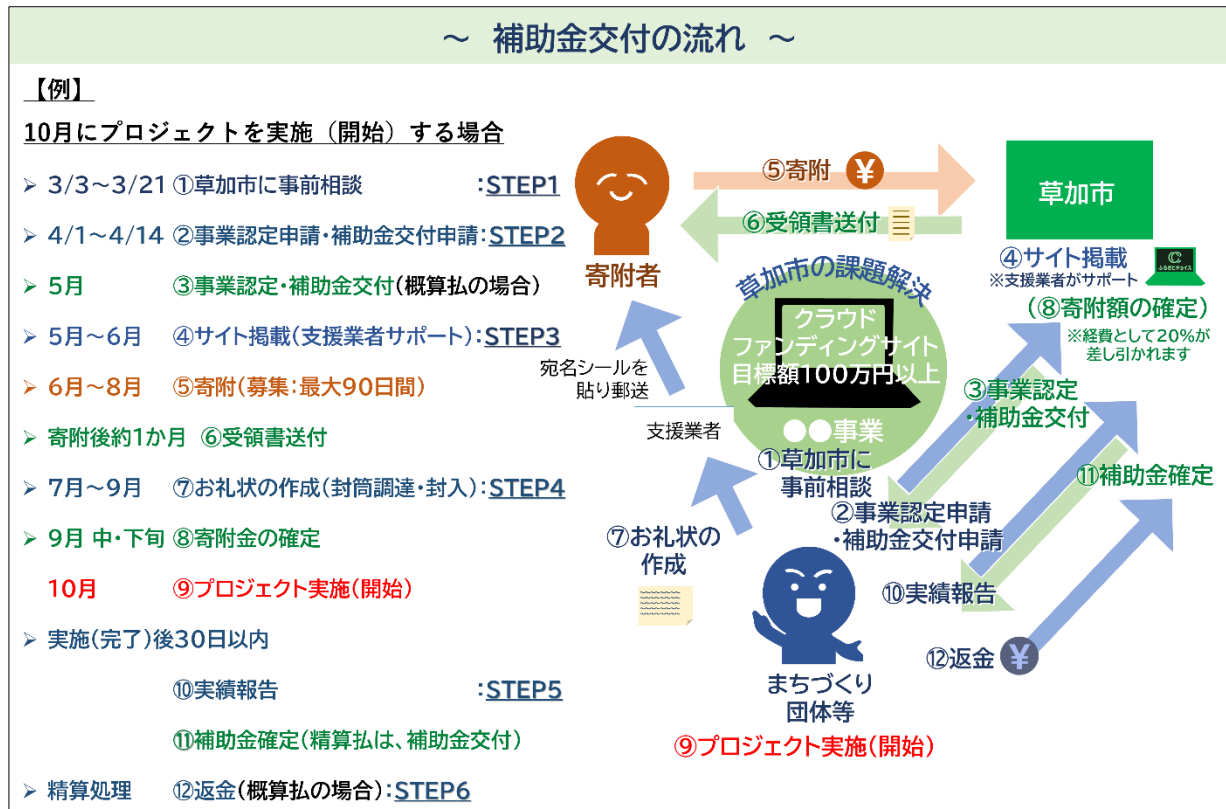
どのような方法とするかは、サイト掲載に合わせ、総合政策課(市が契約する中間支援業者)に相談してください。なお、紙代や封筒代等は申請者の負担となります。また、申請者においてお礼状の印刷や封筒への封入をしていただき、その後、市が契約する中間支援業者が一括して寄附者に郵送することになります。

8 寄附金額が目標金額に達しない場合の取扱い

寄附金額が目標金額に達しない場合であっても、次のいずれかの方法で事業を実施する必要があります。

- ① 目標金額に対する不足分を自己資金等により補填した上で、実施
- ② 集まった寄附金額に応じて事業内容の規模等を変更した上で、実施

■ 参考 補助金の流れ(イメージ)



9 スケジュール

(1) 事前相談 令和7年3月3日(月)から令和7年3月21日(金)

(2) 応募受付 令和7年4月1日(火)から令和7年4月14日(月)

認定の申請から、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金募集の開始までには、2か月の期間(目安)を要します。また、寄附募集前、又は、寄附募集中に補助対象事業を実施することはできません(事業の実施時期によっては活用できない場合があります)。

※ 年末に寄附を募集する場合は、掲載サイトの公開に時間を要する場合があります。

(例)10月に事業を実施する場合のスケジュール

時 期	内 容
3月3日～21日	・ 総合政策課への事前相談
4月1日～14日	・ 事業認定の申請・補助金交付申請
5月	・ 認定審査の結果通知・補助金交付決定通知 ※ 概算払を希望する場合は、請求書を提出し補助金を受領
5月～6月	・ ポータルサイト「ふるさとチョイス」公開データの提出 ・ 市が契約する中間支援業者との調整 (3～4週間)
6月～8月	・ 寄附の募集(最大90日間) (寄附者に対し、寄附から約1か月後に市から受領書を送付)
7月～9月 (事業実施前が望ましい)	・ お礼状の作成(任意・推奨) ※ 封筒を調達しお礼状を封入した上で中間支援業者に送付
9月	・ 寄附金額の決定 ※ 振込による寄附があるときは期間を要します。
10月	事業の実施(開始)
11月【事業実施(完了)後 30日以内】	・ 実績報告書の提出
12月【実績報告書提出か ら1～2週間後】	・ 補助金確定の通知 ※ 概算払を希望する場合は差分を返金 ※ 精算払の場合は、請求書を提出し補助金を受領

10 申請手続き

この事業を活用するには、事前に市から認定を受ける必要があります。また、事業内容によっては、クラウドファンディング型ふるさと納税の実施に適さない場合がありますので、事前に必ず総合政策課に相談をお願いいたします。

相談の結果を踏まえ、下記の書類を作成の上、総合政策課窓口に提出してください(郵送の場合は、事前に総合政策課まで電話でご連絡ください)。

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 事業認定申請書(第1号様式) | ② 事業計画書(第2号様式) |
| ③ 収支予算書(第3号様式) | ④ 規約、会則等及び構成員名簿 |
| ⑤ 活動の状況が分かる書類 | ⑥ その他、市が必要と認める書類 |

11 認定(審査の基準)

提出のあった書類をもとに、下記の基準による審査を経て認定をします。

なお、予算金額の範囲を超える応募があったときは、認定事業を選定する場合があります。

《審査基準》

- | | | | |
|-------------|------------------------|--------|---------------|
| ① 公益の増進への寄与 | ② 組織体制 | ③ 活動実績 | ④ 地域課題に対するニーズ |
| ⑤ 行政課題との整合 | ⑥ 市民への貢献 | ⑦ 計画性 | ⑧ 予算計画及び事業計画 |
| ⑨ 事業効果の設定 | ⑩ 寄附金額が目標に届かない場合における効果 | | |
| ⑪ 費用対効果の妥当性 | ⑫ 今後の発展見込み | | |

12 寄附募集の実施

認定を受けた団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税ポータルサイトに掲載する原稿(エクセルデータ・写真データ)を作成し、総合政策課(総合政策課が指定する中間支援業者)に提出してください。原稿提出後、市が契約する中間支援業者との協議・支援を受けながら、ポータルサイトの掲載を行い、寄附の募集を開始します。

募集期間は、最大90日間となります。

実施数によっては、募集期間中でも目標額達成時点で募集終了となる場合があります。

13 補助金の交付

(1) 交付申請

認定の申請に合わせて、次の書類を提出してください。予算金額の範囲を超える応募があったときは、後日、書類の差替等が必要となる場合があります。

- ・ 補助金交付申請書(第8号様式)

(2) 交付

申請書類の内容を審査した結果、交付決定となった場合、補助金を交付します。なお、補助金は、事業完了後の交付(精算払い)を原則としますが、事業の進捗を図るため必要があると認めるときは、補助金の概算払い(前払い)を受けることができます(事業完了後に、寄附金額等に応じて返金又は追加交付等の対応が必要となります)。

14 補助金の返還

認定を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、補助金を返還する必要があります。なお、草加市ふるさと納税基金に積み立てられます。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を他の用途に使用したとき。
- ③ 対象団体や対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- ④ 補助金の交付を受けた事業に対し、他の給付を受けていたことが判明したとき。

15 その他

補助事業に認定されたとしても、申請金額の全額が補助されるとは限りません。より多くの寄附金を募るため、認定を受けた団体は、事業の実施内容について、対外的な情報発信を積極的に行ってください。